

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JULY 20TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 第2四半期 GDP 成長率 6.7% 前期から横ばい

【産 業】

- 6月の自動車販売台数 前年同月比+14.6%

【貿易・投資】

- 6月の貿易統計 輸出は前年同月比▲4.8% 輸入は同▲8.4%
- 6月の対内直接投資額 前年同月比+9.7%

■ RMB REVIEW

- 元安基調の継続を予想

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「『中華人民共和国省エネルギー法』等 6 本の法律改正に関する決定」
- 「中華人民共和国資産評価法」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆第2四半期 GDP 成長率 6.7% 前期から横ばい

国家統計局の15日の発表によると、2016年第2四半期の中国のGDP成長率は、前期の6.7%から横ばいの6.7%となり、政府の通年目標である「6.5%～7.0%」の範囲内に収まった。同局は、第2四半期も安定した経済成長を維持しており、ほぼ予想通りの結果になったとの見方を示した。

足元では、1-6月の固定資産投資が前年同期比+9.0%（1-5月：同+9.6%）と、伸びは前月より0.6ポイント縮小し、3ヶ月連続で鈍化した。うち、国有部門が同+23.5%、民間部門が同+2.8%と、民間投資は今年に入って減速傾向が続いており（1-2月：+6.9%、1-3月：+5.7%、1-4月：+5.2%、1-5月：+3.9%）、伝統産業における過剰生産能力の削減や、工業製品価格の低迷、一部産業の規制緩和の遅れ、資金調達難等が民間企業の投資意欲の低下につながっていると指摘した。一方、第3次産業の投資が同+11.7%と2桁の伸びを維持するなど、産業構造の最適化が進んでいる点も強調した。

6月の工業生産（付加価値ベース）は前年同月比+6.2%（5月：同+6.0%）と伸びは前月より0.2ポイント拡大した。また、6月の社会消費財小売高総額は同+10.6%（5月：同+10.0%）と、伸びは前月より0.6ポイント拡大し、1-6月の最終消費支出のGDPに対する寄与率が73.4%に達するなど、消費は引き続き好調を維持した。

今後の政策については、英国のEU離脱等を含め世界経済の不確実性が増し、中国国内も構造調整による痛みを伴う時期にあり、経済の下押し圧力が依然として大きいなか、引き続き供給側構造改革の推進や経済発展の新たな原動力の育成等に取り組む姿勢を示した。

<6月の主要経済指標>

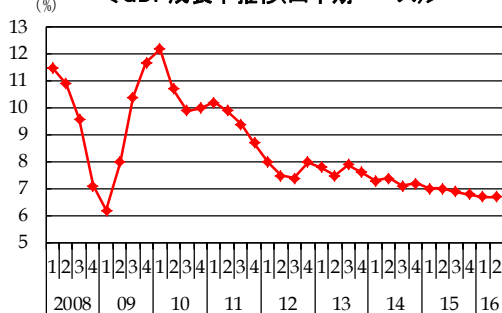
項目	金額	前年比(%)
国内総生産(GDP)*	(億元) 340,637	6.7
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 258,360	9.0
うち、国有部門	(億元) 91,089	23.5
うち、民間部門	(億元) 158,797	2.8
産業別		
第一次産業	(億元) 7,460	21.1
第二次産業	(億元) 101,702	4.4
第三次産業	(億元) 149,198	11.7
工業生産(付加価値ベース)**	-	6.2
社会消費財小売総額	(億元) 26,857	10.6
消費者物価上昇率(CPI)	-	1.9
工業生産者出荷価格(PPI)	-	▲2.6
工業生産者購買価格	-	▲3.4
輸出	(億米ドル) 1,803.8	▲4.8
輸入	(億米ドル) 1,322.8	▲8.4
貿易収支	(億米ドル) 481.1	-
対内直接投資(実行ベース)	(億米ドル) 152.3	9.7

*：1～6月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

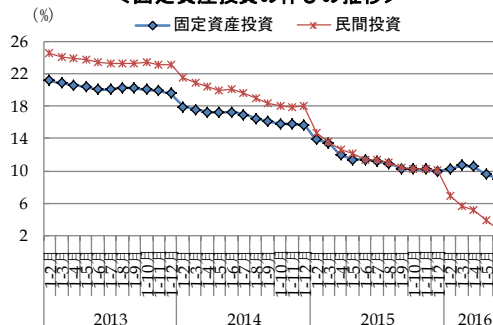
(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

<GDP成長率推移(四半期ベース)>



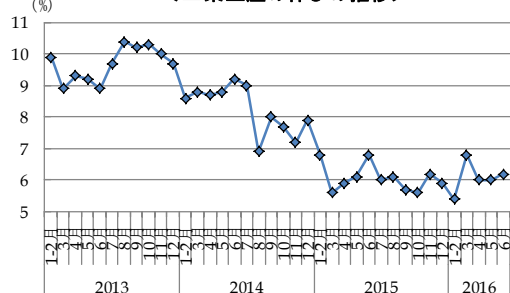
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<固定資産投資の伸びの推移>



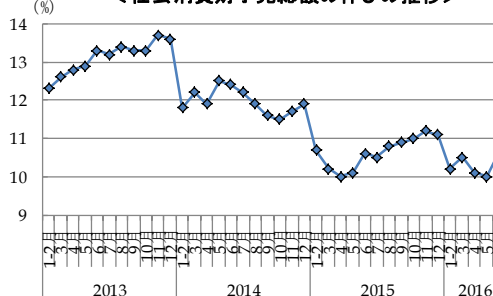
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<工業生産の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<社会消費財小売総額の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆6月の自動車販売台数 前年同月比+14.6%

中国自動車工業協会の11日の発表によると、6月の自動車販売台数は前年同月比+14.6%の207.1万台と、6ヶ月ぶりに2桁の伸び率を記録した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+17.7%の178.4万台、うち、排気量1,600cc以下の小型車が税制優遇策^(注)を受けて好調を維持し、同+30.3%の129.2万台と、伸びは前月の+18.8%からさらに拡大した。一方、商用車は同▲1.7%の28.7万台と、伸び率はマイナスに転じた。

乗用車のタイプ別では、セダンが同+8.9%の92.5万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+40.8%の63.2万台、MPV(多目的車)が同+35.2%の17.0万台と、SUVとMPVが大きく伸びた。

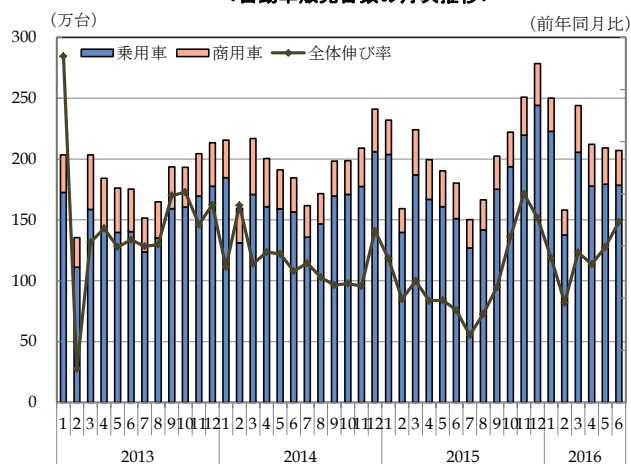
乗用車の国別販売シェアでは、中資系40.2%(5月:40.0%)、独系19.2%(5月:19.6%)、日系17.7%(5月:17.7%)、米国系12.2%(5月:11.2%)、韓国系8.0%(5月:8.4%)、仏系2.5%(5月:2.8%)と、外資系では米国系のみ前月よりシェアを伸ばし、日系は引き続き外資系の第2位を維持した。

また、1-6月の自動車販売台数は前年同期比+8.1%の1,283万台と、同協会の通年予測の+6.0%を上回った。1-6月の車種別販売台数では、乗用車が前年同期比+9.2%の1,104.2万台、商用車が同+1.9%の178.7万台となった。乗用車のうち、SUVが同+44.3%の385万台、MPVが同+18.1%の120万台と伸びが大きかったものの、セダンは同▲3.9%の556.9万台と振るわなかった。

(注)同税制優遇策の概要は本誌2015年10月21日号の「EXPERT VIEW」をご参照。

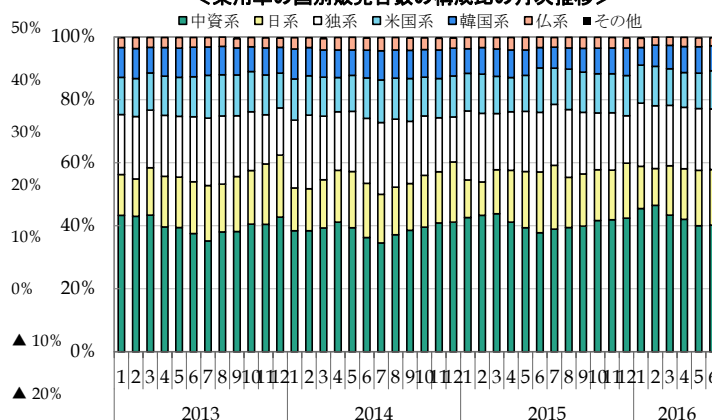
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/415102101.pdf>

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆6月の貿易統計 輸出は前年同月比▲4.8% 輸入は同▲8.4%

税関総署が13日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、6月の輸出入総額は前年同月比▲6.4%(前月:同▲2.6%)の3,126.6億米ドル、うち、輸出は同▲4.8%(前月:同▲4.1%)の1,803.8億米ドル、輸入は同▲8.4%(前月:同▲0.4%)の1,322.8億米ドルと、前月に比べ何れもマイナス幅が拡大した。貿易収支は481.1億米ドルの黒字となり、前月の499.8億米ドルから僅かながら減少した。

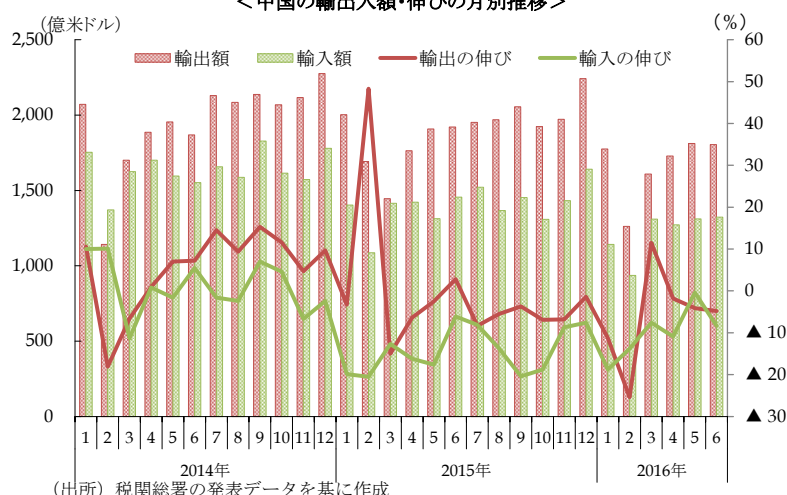
1-6月の累計では、輸出入総額が前年同期比▲8.7%(1-5月:同▲8.6%)の1兆7,126.7億米ドル、うち、輸出が同▲7.7%(1-5月:同▲7.3%)の9,854.8億米ドル、輸入が同▲10.2%(1-5月:同▲10.3%)の7,271.9億米ドルとなった。

1-6月の主要貿易相手・地域別では、対日の輸出が前年同期比▲6.1% (1-5月:同▲6.6%)、輸入が同▲4.2% (1-5月:同▲5.1%)と引き続き前年を下回ったものの、前月に比べマイナス幅は縮小した。一方、対米の輸出は同▲9.9% (1-5月:同▲9.6%)、輸入が同▲13.5% (1-5月:同▲12.8%)、対EUの輸出は同▲4.4% (1-5月:同▲4.0%)、輸入が同▲3.3% (1-5月:同▲3.0%)、対ASEANの輸出は同▲8.4% (1-5月:同▲7.5%)、輸入が同▲7.7% (1-5月:同▲6.5%)と、何れも輸出入ともにマイナス幅がさらに拡大した。

また、加工貿易の輸出と輸入がそれぞれ18ヶ月、16ヶ月連続で減少し、1-6月の貿易全体の伸びを3ポイント押下げたとした。同署は、先進国で再工業化戦略の下でのハイエンド製造業への回帰、途上国で低生産コストを梃子にした積極的な国際分業への参入が見られ、中国の製造業は「板挟み」状態に陥っていると指摘し、中国自らも生産コストが高止まるなか、一部の輸出型産業の海外移転が進みつつあることを認めた。

なお、商務部は19日の記者会見で、今年1月から6月にかけて17ヶ国・地域が中国の輸出製品に対して貿易救済措置の調査を開始し、件数が65件(前年同期比+66.7%)、対象金額が85.4億米ドル(同+156.0%)に上ったことを明らかにした。種類別では、アンチ・ダンピング関税措置が46件、相殺関税措置が13件、セーフガード措置が6件。地域別では、米国が18件、インドが15件と、件数、金額ともに多かったという。

＜中国の輸出入額・伸びの月別推移＞



＜国・地域別輸出入額と伸び率(2016年1-6月)＞

国・地域	輸出額(億米ドル) 前年同期比(%)	輸入額(億米ドル) 前年同期比(%)
日本	616.8 ▲ 6.1	667.5 ▲ 4.2
米国	1,734.5 ▲ 9.9	629.4 ▲ 13.5
EU	1,602.6 ▲ 4.4	1,000.4 ▲ 3.3
ASEAN	1,232.5 ▲ 8.4	861.6 ▲ 7.7

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

◆6月の対内直接投資額 前年同月比+9.7%

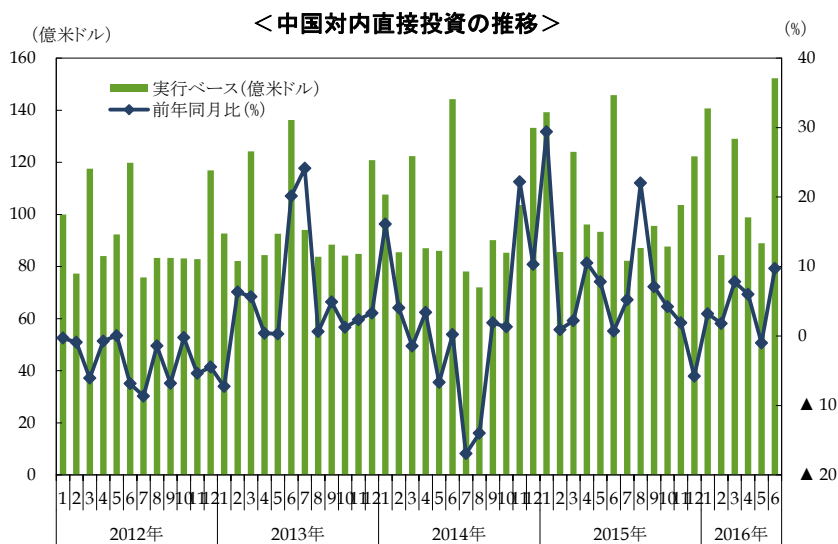
商務部の12日の発表によると、6月の新規設立の外資企業数は前年同月比+8.5%の2,531社、対内直接投資額(実行ベース)は同+9.7%の152.3億米ドルとなった。1-6月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+12.5%の13,402社、対内直接投資額(実行ベース)は同+5.1%の694.2億米ドルとなった。

国別では、1-6月の米国からの直接投資額は前年同期比+136.0%の25.7億米ドル、英国からは同+105.3%の13.3億米ドル、ドイツからは同+90.3%の17.4億米ドルと大きく伸び、主に情報伝達・コンピューターサービス・ソフトウェア業、技術サービス業、地質探査業、製造業に集中した。英国、ドイツを含めたEUからは同+38.3%の41.2億米ドルとなった。一方、ASEANからは同▲2.1%の32.7億米ドル、日本からは同▲14.4%^(注)の17.2億米ドルと前年を下回った。(注: 当行計算ベース)

産業別では、1-6月のサービス業への直接投資額が前年同期比+8.0%の489.4億米ドルと全体の70.4%を占めた一方、製造業への直接投資額は同▲2.8%の195.3億米ドルと全体の28.3%に止まった。同部は、サービス業への投資増加を評価する一方、製造業への投資も重視しており、特にハイエンド、ハイテク製造業への投資に期待しているとした上で、関連部署とともに製造業への対内投資を一層奨励する政策措置を検討していることも明らかにした。

また、1-6 月の対内直接投資の特徴については、大型投資案件が増加していることも指摘し、投資金額が 1 億米ドル超の新規設立企業数が約 380 社、1 億米ドル超の増資を行なった企業数が約 210 社に上り、投資分野は主に新素材、新エネルギー車とその電池、航空機部品、IC 回路、IC チップ、医療、介護、電子商取引、クラウド、IoT の技術開発・応用などに集中しているとした。

なお、1-6 月の対外直接投資額は前年同期比+58.7%の 888.6 億米ドルと引き続き対内直接投資額を上回り、大きく伸びた。



(出所) 商務部の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆元安基調の継続を予想

今週(7/11～)の人民元相場は、世界的なリスク選好の動きを背景に、約 5 年半ぶり安値圏から小幅に反発した。

週初、6.6889 で寄り付いた人民元(USDCNY)は、元安容認観測を背景に軟化。翌 12 日には、安値となる 6.6935 まで下落した。しかし、直近安値更新を阻まれると、当局による元買い介入観測も相俟って反発。13 日には、高値となる 6.6802 まで反発した。もっとも、同水準では上値も重く、足許では、6.68 台半ばで推移している。対円相場(CNYJPY)も同様に、週初に、安値 15.02 を示現するも、その後は、リスク選好の円売りを背景に反発。週末にかけては、高値となる 15.90 を示現する等、6/24 以来の水準を回復している。

実質 GDP 成長率、鉱工業生産、小売売上高は共に、市場予想を上回る好結果となったものの、輸出入統計、固定資産投資が冴えない結果となり、構造改革の進展に伴う景気下方圧力の顕在化が改めて意識された。とりわけ、民間企業投資と、不動産開発投資の鈍化が警戒されている。これを受けて、国家統計局は会見で「中国経済は依然として比較的強い下押し圧力に直面している」と警戒感を滲ませた。

こうした状況の下、当局は景気下支えを目的に、対バスケットでの人民元安を当面容認しそうだ。足許のリスク選好の動きが一巡すれば、再び元安が進むと想定している。もっとも、当局は、前回の教訓から「緩やかな元安を許容しつつも、急落は容認しない」と考えられる。よって、すぐに昨夏や今年初のような短期間での急落に繋がることは想定し辛い。事実、オンショアとオフショアの価格差は依然収斂を続ける等、元の先安観を過度に織り込む動きは見られていない。通貨オプション市場のリスクリバーサルも低下傾向を辿る等、市場のコンセンサスも当局同様、「緩やかな元安」がメインシナリオとなりつつある。引き続き、下値余地を探る展開を想定する。

(7月15日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.07.11	6.6889	6.6857～ 6.6919	6.6879	-0.0002	6.5507	-0.0933	0.86208	-0.0000	7.3739	-0.0299	2.2000	3136.20	7.14
2016.07.12	6.6935	6.6818～ 6.6935	6.6850	-0.0029	6.4680	-0.0827	0.86121	-0.0009	7.4250	0.0511	2.2000	3192.50	56.30
2016.07.13	6.6883	6.6802～ 6.6932	6.6922	0.0072	6.4013	-0.0667	0.86276	0.0015	7.4012	-0.0238	2.2000	3203.53	11.03
2016.07.14	6.6890	6.6855～ 6.6890	6.6871	-0.0051	6.3299	-0.0714	0.86216	-0.0006	7.4301	0.0289	2.4100	3196.96	-6.57
2016.07.15	6.6810	6.6793～ 6.6860	6.6804	-0.0067	6.3058	-0.0241	0.86163	-0.0005	7.4420	0.0119	2.2500	3196.68	-0.28

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2016年7月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[法律] 【改正】 ○『中華人民共和国省エネルギー法』等6本の法律改正に関する決定(2016年7月2日、第12期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で採択) ○「中華人民共和国資産評価法」(2016年7月2日公布、同年12月1日施行)	「省エネルギー法」、「水法」、「洪水防止法」、「職業病防止法」、「環境影響評価法」、「航路法」の改正。■このうち日系企業への影響が大きい「環境影響評価法」(2003年9月1日施行)の主な改正点は、以下の通り。①建設プロジェクトの環境影響報告書(注:環境に重大な影響が発生する可能性がある場合に作成)または環境影響報告表(注:環境に軽度の影響が発生する可能性がある場合に作成)に対する環境保護部門の審査・認可を、発展改革部門のプロジェクトのフィージビリティ・スタディ報告審査・認可またはプロジェクト認可の前提条件とせず、同時に行うこととした、②環境影響登記表(注:環境への影響が軽微な場合に作成)を審査・認可から届出とした、③建設プロジェクトの業種主管部門がある場合、先に同部門が環境影響報告書または報告表を予備審査し、その後に環境保護部門が審査・認可するとしていた規定を取り消した、など手続きが簡素化された一方、④罰則が強化された(環境影響評価手続きを行わない場合の罰金を改正前の5万元以上20万元以下から建設プロジェクト総投資額の1%以上5%以下とされた)。■原文は新華ネットの下記サイトをご参照。 http://news.xinhuanet.com/legal/2016-07/03/c_1119153484.htm 資産評価に関する初の法律。評価専門人員、評価機関、評価手順、業界団体などが規定されている。■2006年の起草以来、3回の草案修正を経て公布となったが、その過程で評価専門人員と評価機関の条件が緩和されたという。評価専門人員は資格試験に合格した「評価師」だけでなく、専門知識と実践経験を持つ評価業務従事者も含まれるとし、評価機関についてはパートナーシップと会社の両方の形態で設立でき、前者の場合は2名以上の「評価師」を有することと、パートナーの3分の2以上が3年以上の業務経験があり、3年以内に業務停止処分を受けたことがないことが条件とされている。■また、評価機関は委託者が自ら選定することができ、いかなる組織・個人も制限、干渉してはならないこと、評価方法は評価準則で1種類に制限されている場合を除いて2種類以上を選択しなければならないこと、評価報告書は2名以上の評価業務を担当した評価専門人員が評価報告書に署名し、評価機関の印章を押捺しなければならないこと(国有資産または公共の利益に関わる法定評価業務の場合は、同じく2名以上の「評価師」の署名と捺印)などが定められている。■原文は新華ネットの下記サイトをご参照。
---	---

[政策]

【労働】

○「人力資源社会保障部弁公庁の長期介護保険制度の試行に関する指導意見」(人社庁発[2016]80号、2016年6月27日発布・実施)

http://news.xinhuanet.com/legal/2016-07/03/c_129110461.htm

介護保険制度の試行についての通知。急速に進む高齢化に対応するもの。■試行地区は、上海市、南通市、蘇州市、寧波市、青島市、広州市、重慶市、成都市など 15 都市。試行期間は 1～2 年で、まず都市勤労者向けの従業員基本医療保険の加入者を対象とし、必要な資金は従業員基本医療保険について収支構造の調整、余剰資金の振り替え、保険料率の調整などを通じて調達するとしている。■原文は人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/201607/t20160705_242951.html

【行政改革】

○「国務院弁公庁の“五証合一、一照一碼”登記制度改革の推進加速に関する通知」(国弁発[2016]53号、2016年6月30日発布・実施)

企業設立時の各種登記証書の統合を拡大するもの。■昨年、営業許可証に組織機構コード証と税務登記証を統合し、統合した営業許可証上に統一社会信用コードを記載し、各行政機関での手続きに使用する“三証合一、一照一碼”が実現したが、更に社会保険登記証と統計登記証を統合して“五証合一、一照一碼”とする。これにより、全ての企業に共通する登記証書は全て統合される(他に外商投資企業は外貨登記カード、輸出入を行う内資企業・外商投資企業は税関登録登記証がある)。■なお、①すでに“三証合一”の営業許可証を取得している企業は“五証合一”の登記申請は不要で、登記機関(工商行政管理部门)から登記情報を社会保険事務機構、統計機構に送付する、②“五証合一、一照一碼”は今年 10 月 1 日から正式に実施する、③改革後は、社会保険登記証と統計登記証を使用する手続きを全て営業許可証に変更する、とされている。■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content_5088351.htm

【投資】

○「国務院弁公庁の民間投資関連活動を更に適切に行うことに関する通知」(国弁発明電[2016]12号、2016年7月1日発布・実施)

最近の民間投資の不振(注:今年1～5月の固定資産投資総額の伸び率 9.6%に対し、民間の固定資産投資総額の伸び率は 3.9%と、昨年の 10.0%から急減速)を受け、各省・自治区・直轄市政府と国務院関係部門に改善を指示したもの。■問題としては、一部地区・分野で①国の民間投資奨励政策・措置が実施されていないこと、②行政の簡素化と権限委譲などの政府の役割転換が不徹底なこと、③民営企業の資金調達が困難でコストも高いこと、④企業のコスト負担が重いことなどがあげられている。■今年 8 月 15 日までに国務院弁公庁と国家發展改革委員会に改善の結果と今後の活動の重点を報告するよう要求し、合わせて 7 月中旬から国家發展改革委員会と関係部門が民間投資が減速している省・自治区・直轄市に対して重点的に監督・指導を行うとしている。■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/04/content_5087839.htm

【税】

○「国家発展改革委員会、国家税務総局等29部門の『納税信用A級納税者への共同奨励措置の実施に関する協力覚書』の印刷・発布に関する通知」(発改財金[2016]1467号、2016年7月8日発布・実施)

【規則】

【労働】

○「人力資源社会保障部弁公庁の流動就業者の基本医療保険関係移転・接続業務事務取り扱い規程の印刷・発布に関する通知」(人社庁発[2016]94号、2016年6月22日発布、同年9月1日実施)

【国有資産】

○「企業国有資産取引監督管理弁法」(国務院国有資産監督管理委員会・財政部令第32号、2016年6月24日公布・施行)

納税信用等級がA級の納税者に対して、行政手続きや表彰などで優遇・利便を与えることを国務院23部門と党・社会組織など6部門が申し合わせたもの。党中央と国務院の“社会信用体系”構築の方針に沿った動きだが、極めて異例。■優遇・利便の具体措置は、①行政手続きでの優先処理、②税務手続きでのフリーパス、増値税輸出還付の優先処理、③財政資金を使用したプロジェクトでの優先考慮、④付加価値通信業務申請での利便・優遇の供与、⑤土地供給での優先考慮、⑥環境影響評価文書の審査・認可での優先支援、⑦税関の企業信用等級がA級の納税者と同等の待遇を供与、⑧工商行政管理部門の企業信用情報公開システム上での公告、⑨金融信用情報基礎データバンクへの優良信用記録としての入力、⑩外貨管理での貿易・投資利便化改革での試行対象への優先選抜など41項目。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2207862/content.html>

社会保険の一つである基本医療保険の加入者が他の地区に転居する場合の基本医療保険の移転・変更手続きに関する規則。基本医療保険は、都市勤労者向けの「従業員基本医療保険」とその他の就業者向けの「都市・農村住民基本医療保険」の2種類で、勤労者が転勤する場合だけでなく、都市で働く農民工が帰郷する場合にも適用される。■手続きの順序は、次の通り。①保険加入者の移転前に、本人または雇用主が転出地の社会保険事務機構に保険加入の中止を申請し、保険加入証書(原文は「参保(合)凭证」)を取得する。②移転後は、本人または新しい雇用主が転入地の社会保険事務機構に上記の保険加入証書等により加入を申請し、同機構は15業務日以内に転出地の社会保険事務機構に所定の連絡書を送付する。③転出地の社会保険事務機構は連絡書の受領後15業務日以内に、転出地での保険関係の終了、保険加入者の個人口座(社会保険料納付・支払い用)の残高の移転処理、転入地の社会保険事務機構への所定の情報表の送付などを行い、転入地の社会保険事務機構は情報表の受領後15業務日以内に上記個人口座の残高の振り替えなどを行う。同種の規則は2009年に初めて制定されたが、この規則はより具体的に規定されている。■原文は人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/201606/t20160630_242630.html

国有企業の出資持分などの資産権と重大資産の譲渡及び増資に関する規則。■この規則でいう国有企業は、政府部門・機関・事業単位が出資する「国有独資企業」、上記の政府部門等と「国有独資企業」の直接・間接の持分比率合計が100%の「国有全資企業」及びそれらが支配する企業(持分比率が50%超の企業及び50%以下でも出資者間の協議などにより実際に支配する企業)のこと。したがって、中外合弁企業での持分比率が50%超の場合

【外貨管理】 ○「国家外貨管理局公告 2016 年第 2 号」(2016 年 7 月 1 日公布・施行) 【広告】 ○「インターネット広告管理暫定施行 弁法」(国家工商行政管理総局令 第 87 号、2016 年 7 月 4 日公布、同年 9 月 1 日施行) 【権利登記】 ○「動産抵当登記弁法」(国家工商行政管理総局令第 88 号、2016 年 7 月 5 日改正法公布、同年 9 月 1 日 施行)	にも適用される。■出資持分などの資産権譲渡については、許可 手続きや資産権取引機構での公開取引の手続きが規定されている。これらは、従来の「企業国有資産権譲渡管理暫定施行弁法」 (国务院国有資産監督管理委員会・財政部令第 3 号、2004 年 2 月 1 日施行)と基本的に同じだが、資産権取引機構での公開取 引の際の募集条件が異なっている。上記の弁法では、財務状況 や資産規模など譲受側に対する資格条件を設けることが許容さ れていた。これにより、中外合弁企業で日本側出資者が国有企業 の持分買い取りを希望する場合、あらかじめ国有企業側と合意し ておくことで落札することができた。しかし、この規則では、原則と して譲受側に資格条件を設けてはならず、確実に必要な場合でも、“指向性”が明確または公平競争の原則に違反してはならず、 かつ事前に国有資産監督管理機構に届け出なければならない、 とされている。国有企業がマジョリティ出資の日中合弁企業で、 その持分を買い取る場合には注意が必要。■原文は国务院国有 資産監督管理委員会の下記サイトをご参照。 http://www.sasac.gov.cn/n85881/n85921/c2370781/content.html 上記の企業登記証書の“三証合一、一照一碼”に関連して、新し い営業許可証を取得した企業が外貨関連の手続きを行う際に、 組織機構コード証と税務登記証の提出を不要としたもの。■原文 は国家外貨管理局の下記サイトをご参照。 http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zhfg/qt/node_zcfg_qt_store/5d4f35804d61931db753bf44933db53f/ インターネットのサイトやアプリケーションなどインターネット・メディ アに掲載する広告についての規則。■①法律・法規で広告審査 機関の審査を経なければならないとされる特定の商品・サービス (医療、薬品、医学用配合食品、医療器械、農薬、獣医薬、健康 食品など)の広告を勝手に掲載してはならない、②ウェブページ にポップアップで掲載する広告は「閉じる」のマークをはっきり 表示し、ワンクリックで閉じるようにしなければならない、③ユー ザーへの電子メールには広告または広告のリンクを貼付してはな らない、④他人の正当な広告に対してブロッキングやフィルタリン グなどの不正を行ってはならない、など。また、広告法に基づく 罰則が規定されており、広告主、広告経営者、広告掲載者に 適用される。■原文は国家工商行政管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201607/t20160708_169638.html 2007 年弁法の改正。主な修正点は、動産への抵当権設定登記 情報の開示方法について、旧弁法では登記簿による公開のみと していたのをインターネットの「企業信用情報公示システム」でも 公開するとしたこと。■原文は国家工商行政管理総局の下記サイ トをご参照。 http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201607/t20160708_169649.html
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2016 年 8 月 20 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>